

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
映像伝送装置保守 委託 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総 務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和5年4月3日	パナソニックコネクト 株式会社現場ソ リューションカンパ ニー首都圏部門 東京都中央区銀座8 -21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づきパナ ソニックコネクト株式会社が独自技術に より製造したものである。 本装置の保守は現在、製造元である上 記業者が最も有利であるが、当該技術 及び保守設備等を有する者が他にない と言い切れないことから、公募公告を 行ったところ、参加意思を示す者がいな かったため。	-	4,598,550円	-	-				
電子複写機の保守 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総 務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和5年4月3日	コニカミノルタジャ パン株式会社 東京都港区芝浦1- 1-1	9013401005070	会計法第29条の3第4項 現在借用中の電子複写機にあっては、 コニカミノルタジャパン株式会社が直接 保守作業を行う製品であり、他の者で は対応ができないため。	-	@3.3円他	-	-				単価契約 予定調達総額 8,597,014円
PSW形携帯用無 線電話機修理 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総 務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和5年4月17日	パナソニックコネクト 株式会社現場ソ リューションカンパ ニー首都圏部門 東京都中央区銀座8 -21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づきパナ ソニックコネクト株式会社が独自技術に より製造したものである。 本装置の修理は現在、製造元である上 記業者が最も有利であるが、当該技術 及び保守設備等を有する者が他にない と言い切れないことから、公募公告を 行ったところ、参加意思を示す者がいな かったため。	-	@935円他	-	-				単価契約 予定調達総額 29,255,275円
物品保管委託 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総 務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和5年4月28日	株式会社山回酒店 東京都千代田区 田2-12-5	7010001011328	会計法第29条の3第4項 現在、当方の示す物品について株式会 社山回酒店で保管を行っているところ であるが、他に同内容について履行 可能な業者がないか公募公告を行った ところ、他に参加意志を示す者がいな かったため。	-	1,892,000円	-	-				

ライセンス (Paterva Maltego) 一式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和5年5月11日	加賀ソルネット株式会社 東京都中央区八丁堀3-27-10	1010001087332	予算決算及び会計令第99条の2 入札の結果、不調であったため。	-	1,320,000円	-	-				
UW301形携帯用無線電話機等修理 一式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和5年5月17日	日本電気株式会社関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本装置は、警察庁の仕様に基づき日本電気株式会社が独自技術により製造したものである。 本装置の修理は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、当該技術及び保守設備等を有する者が他にないと言いつれぬことから、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	-	@3,960円他	-	-				単価契約 予定調達総額 8,591,550円
IPR形受令機用イヤホンほか11点の購入	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和5年6月22日	アイコム株式会社 東京営業所 東京都江東区木場2-17-16	1120001019349	会計法第29条の3第4項 本製品は、アイコム株式会社が独自技術により製造・納入した端末であり、市販品ではなく製造品であるが、公募公告を行い参加意志のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	-	1,871,100円	-	-				
電池パック (PSW) 6,050個	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和5年6月22日	パナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー首都圏部門 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	予算決算及び会計令第99条の2 入札の結果、不調であったため。	-	23,225,950円	-	-				
通信デバイスデータ抽出ツール 一式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和5年7月31日	Cellebrite Japan株式会社 東京都港区浜松町2-2-15	1010401145441	会計法第29条の3第4項 本製品は、Cellebrite Japan株式会社のみが保有している製品であり、販売も代理店等を介することなく同社が行っているため。	-	30,283,000円	-	-				

UW形携帯用無線電話機用ソフトウェアほか6点の購入	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番地1	令和5年8月24日	日本電気株式会社首都圏支社 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本製品は、日本電気株式会社が独自技術により製造・納入した端末であり、市販品ではなく製造品であるが、公募公告を行い参加意思のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	-	2,279,200円	-	-				
ランサムウェア感染対策トレーニングほか5点	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番地1	令和5年8月31日	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 東京都千代田区大手町1-7-2	8010401084443	会計法第29条の3第4項 本トレーニングは、NRIセキュアテクノロジーズ株式会社のみが提供できる製品であるため。	-	6,864,000円	-	-				
高度警察情報基盤システムデータ端末Aほか修理一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番地1	令和5年8月31日	日本電気株式会社官公営業本部 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本製品は、日本電気株式会社が独自技術によって製造・納入した端末であり、市販品ではなく製造品であるが、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	-	@3,850円ほか	-	-				単価契約 予定調達総額 9,301,215円
IPR形移動用無線機等修理一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番地1	令和5年9月7日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法第29条の3第4項 本製品は、三菱電機株式会社が独自技術により製造・納入した端末であり、市販品ではなく製造品であるが、公募公告を行い参加意思のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	-	@17,600円他	-	-				単価契約 予定調達総額 9,266,895円
高度警察情報通信基盤システムの修理一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務監察部会計課長 松井 秀夫 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番地1	令和5年9月8日	日本電気株式会社官公営業本部 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本製品は、日本電気株式会社が独自技術により製造・納入した端末であり、市販品ではなく製造品であるが、公募公告を行い参加意思のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	-	1,321,210円	-	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。